

「令和 8 年度 持続可能な地域医療の確保に向けた公立病院の経営強化に関する検討会」
開催要綱（案）

1. 趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしている。しかし、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に加え、近年の物価高騰や人件費の増加など、厳しい経営環境に直面している。

こうしたなか、公立病院は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和 4 年 3 月 29 日付け自治財政局長通知）を踏まえ、令和 9 年度までを標準対象期間とする公立病院経営強化プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や機能分化・連携強化などの様々な経営強化に取り組んでいる。

今後、都道府県においては、2040 年に向けて、持続可能な地域医療提供体制の確保を図るため、新たな地域医療構想を策定することとされている。

また、地方財政審議会からは、「経営強化プランが原則として令和 9 年度に終期を迎えることから、新たな地域医療構想を踏まえつつ、終期後においても、公立病院の経営強化の方策を検討する必要がある」（令和 8 年 6 月 22 日「強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立のための地方税財政改革についての意見」）との意見が示されている。

このような状況を踏まえ、各公立病院が、新たな地域医療構想に基づき、各々の直面する地域医療の実情に応じて経営強化に継続して取組めるよう、公立病院の経営強化に関する新たなガイドラインや地方財政措置のあり方について検討するため、検討会を開催するものである。

2. 名称

本検討会は、「令和 8 年度 持続可能な地域医療の確保に向けた公立病院の経営強化に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3. 構成員

別紙構成員名簿のとおりとする。

4. 運営

- （1）検討会に座長を 1 人置く。座長は、検討会を招集し、主宰する。
- （2）座長は、不在となるときは、これを代行する者を指名することができる。
- （3）座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

- (4) 検討会の会議は、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあることから、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5. 庶務

検討会の庶務は、総務省自治財政局準公営企業室において処理する。

令和 8 年度 持続可能な地域医療の確保に向けた
公立病院の経営強化に関する検討会 構成員名簿

(敬称略、構成員は五十音順)

(座長)

小西 砂千夫 地方財政審議会会長

(構成員)

安藤 道人 立教大学経済学部教授

井上 貴裕 千葉大学医学部附属病院副病院長

今村 知明 奈良県立医科大学医学部教授

後藤 忠雄 自治医科大学地域医療学センター教授

佐藤 大介 藤田医科大学大学院医学研究科教授

沼尾 波子 東洋大学国際学部教授

野村 幸博 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院統括病院長

吉田 陽悦 岩手県立病院等事業管理者・岩手県医療局長

渡辺 典之 合同会社デロイトトーマツ パートナー

(オブザーバー)

中谷 祐貴子 厚生労働省医政局地域医療計画課長